

# 関東学生バドミントン連盟規約細則

## 第1章 総則

第1条 本細則は関東学生バドミントン連盟規約（以下本連盟と称する。）に基づきこれを定める。

## 第2章 学連委員

第2条 学連委員は委員長との話し合いにより本人の合意を要する。  
関東学生バドミントン連盟規約第15条により決定する。

## 第3章 当番校代表委員

第3条 3部以下の当番校代表委員は次のように定める。

- 1、当番校代表委員は各部の2位校の学連委員がこれにあたる。但し2位校とは前季リーグ戦（入替戦後）の結果とする。
- 2、当番校代表委員の大学がその任期中に昇格又は降格した場合、その任務は消滅し新たなる2位校の当番校代表委員がこの任に当たる。
- 3、前項において順位が変動した場合は、当該委員がその任務に当たる。
- 4、当番校代表委員が所属する大学はリーグ戦において運営のすべての責任を負う。
- 5、当番校代表委員はその所属する部のリーグ戦の日程、会場などを決定し、本部の指示にしたがいリーグ戦を円滑に運営した後、結果を速やかに本部に届けなければならない。

## 第4章 監督会

第4条 監督会は、関東学生バドミントン連盟加盟大学の部長、監督、登録されたコーチを以って構成し、大会運営について諮問を受け常任委員会にその答申をだす。

第5条 監督会の代表委員が之を招集する。

第6条 監督会の議長は代表委員がこれに当たる。

第7条 規約第6、10条により、学連役員若干名を推薦する。

2. 監督会には、第4条に規定されないが関東学連に登録している大学で実際に指導しているコーチ等も出席することができる。ただし、学連役員にはなれない。また、議決権も持たない。

## 第5章 加盟及び登録資格

第8条 本連盟に新加盟する団体は大学の認めた公認団体であり、かつその大学を代表する唯一のものであることとする。

2. ただし、学部が単独で設置されている場合は、常任委員会の議を経て複数登録することができるものとする。

第9条 本連盟に新加盟する団体はリーグ戦出場の為の最低人員を有することとする。

第10条 本加盟員たる資格は所定の登録申し込みを完了した者とする。

第11条 本連盟の加盟所属団体の籍をぬいたものは本連盟員たる一切の資格を失う。

## 第6章 選手出場資格

第12条 同一大学内での再入学、編入学及び他大学への転校したもの（短大から3年生への場合）の出場は、それ以前の個人登録を含めて4回までとする。

2. ただし、上記以外での他大学への入学、編入については、両校の部長、監督の了承のもと、常任委員会の議を経て登録することができるものとする。

第13条 停学、謹慎中の者は出場できない。

第14条 当該大会の申し込み〆切日以前に本連盟員の資格を有した者のみその大会に出場できる。

第15条 男女共学の男子（女子）が既加盟の場合、新加盟する為の条件を満たすことが出来ず加盟できない女子（男子）の者に常任委員会の審議により承認を得れば個人登録（関東、全日本学連、日本協会）を認め本連盟主催大会の個人戦（シングルス・ダブルス）のみ出場を許可する。

## 第7章 罰則

第16条 処罰の段階を次の通りとする。

- 1、 除名
- 2、 落部（違反の程度により落部数を増減する。）
- 3、 出場停止（違反の程度により期間を増減する。）
- 4、 譴責（始末書提出）

- 第 17 条 次の各項に該当する団体及び個人は処罰の対象となる。
- 1、 本連盟の目的に反し、名誉棄損し又学生スポーツの本分に反した場合
  - 2、 提出書類が甚だしく遅滞した場合
  - 3、 諸経費の長期に渡る滞納をした場合
  - 4、 特別の事情がなく無届で試合を棄権した場合
  - 5、 本連盟の指示に従わない場合
  - 6、 各学生役員がその職務を怠ったり、その各会合に出席の意志なきを認められたり、無断欠席したり又は不相当と判断された場合
- 第 18 条 第 16 条 1 項、第 2 項は常任委員会の議を経て決定する。
- 第 19 条 第 16 条 3 項、第 4 項はその違反の程度により、常任委員会又は会長、委員長の協議の上処罰することができる。
- 第 20 条 個人の違反の程度に関して悪質の場合は常任委員会で審議し当事校に対しても処罰を与える場合もある。
- 第 21 条 一旦除名された加盟校及び登録者は常任委員会の審議により決定した場合は、本連盟に対する権利を復する事ができる。第 8 章 諸経費
- 第 22 条 諸経費について次のようにする。
- 全日本学生バドミントン連盟登録費(加盟金、個人登録費)、関東学生バドミントン連盟登録費(年間維持費、リーグ戦参加費、関東学生選手権大会参加費(個人)、関東学生新人戦参加費(団体、個人)、新規加盟費、その他は、その年度の常任委員会、総会に於いて議決された経費とする。

#### 第 9 章 附則

- 第 23 条 本細則の改正は常任委員会の議を経て総会で承認する。
1. 本細則は、昭和 51 年 4 月 1 日より実施する。
  2. 本細則の一部改正は昭和 54 年 3 月 22 日より実施する。
  3. 本細則の一部改正は平成 28 年 8 月 6 日より実施する。
  4. 本細則の一部改正は、令和 3 年 3 月 13 日より実施する。

〒227-0033

神奈川県横浜市青葉区鴨志田町560-5

サンヒルズ金子3

03 関東学生バドミントン連盟（事務  
所）

FAX : 045-961-3750